

**愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術
劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）
募集要項**

2025 年 2 月

(2025 年 7 月 4 日修正版)

愛知県

目次

| | |
|--|----|
| 1.はじめに | 1 |
| 2.募集の概要 | 1 |
| (1)事業名称 | 1 |
| (2)公共施設の管理者の名称 | 1 |
| (3)担当部署 | 1 |
| (4)募集要項等 | 1 |
| 3.本事業の概要 | 2 |
| (1)事業目的 | 2 |
| (2)事業期間 | 3 |
| (3)事業方式 | 3 |
| (4)文化振興事業団の役割 | 3 |
| (5)運営権設定対象施設及び事業場所の概要 | 4 |
| (6)事業期間終了時の取扱い | 5 |
| (7)本事業における利用料金等の設定及び収受 | 5 |
| (8)本事業における費用負担 | 6 |
| (9)本事業の範囲 | 7 |
| (10)本事業の実施に当たり配慮すべき事項 | 8 |
| (11)更新投資等の取扱い | 8 |
| (12)事業者が支払う本事業の運営権対価 | 9 |
| (13)事業者による運営の結果生じる利益の帰属 | 9 |
| 4.応募者の資格等 | 9 |
| (1)応募者の構成 | 9 |
| (2)応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格 | 10 |
| (3)応募者等の個別要件 | 11 |
| (4)参加資格確認基準日 | 11 |
| 5.募集に関する手続 | 11 |
| (1)募集及び選定方法 | 11 |
| (2)審査方法 | 11 |
| (3)選定の手順及びスケジュール | 12 |
| (4)募集要項等の公表以降の手続 | 12 |
| 6.優先交渉権者選定後の手続 | 17 |
| (1)民間事業者の選定 | 17 |
| (2)基本協定の締結 | 18 |
| (3)SPCの設立 | 18 |
| (4)運営権の設定 | 18 |

| | |
|--|----|
| (5) 実施契約の締結..... | 18 |
| (6) 実施契約の内容の公表..... | 18 |
| (7) 提案書類の取扱い..... | 18 |
| 7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 | 19 |
| (1) リスク分担の考え方..... | 19 |
| (2) 要求する性能等..... | 20 |
| (3) 事業者の権利義務に関する制限及び手続..... | 20 |
| 8. ガバナンス | 21 |
| (1) 目的と枠組 | 21 |
| (2) 維持管理・運営業務に関するガバナンス..... | 22 |
| 9. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 23 |
| (1) 立地条件に関する事項..... | 23 |
| (2) 施設の運営維持管理に関する事項..... | 23 |
| 10. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 23 |
| (1) 係争事由に係る基本的な考え方..... | 23 |
| (2) 管轄裁判所の指定..... | 23 |
| 11. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 23 |
| (1) 基本的な考え方..... | 23 |
| (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置..... | 24 |
| 12. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 25 |
| (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項..... | 25 |
| (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 25 |
| (3) その他の措置及び支援に関する事項..... | 26 |
| 13. その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 26 |
| (1) 情報提供 | 26 |
| (2) 提案書類の作成等に係る費用..... | 26 |
| (3) 本事業の実施に関して使用する言語及び通貨..... | 26 |
| (4) 問合せ先 | 26 |

別紙1 (守秘義務対象資料) 貸付条件について

別紙2 (守秘義務対象資料) 県負担額における不均等払いの考え方について

別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて

【添付資料】

- 添付資料 1 愛知県芸術劇場等運営等事業 要求水準書
- 添付資料 2 愛知県芸術劇場等運営等事業 優先交渉権者選定基準
- 添付資料 3 愛知県芸術劇場等運営等事業 様式集及び記載要領
- 添付資料 4 愛知県芸術劇場等運営等事業 基本協定書（案）
- 添付資料 5 愛知県芸術劇場等運営等事業 公共施設等運営権実施契約書（案）
- 添付資料 6 愛知県芸術劇場等運営等事業 ガバナンス基本計画

用語集

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

- 【公共施設の管理者】 : 本事業を PFI 事業として事業者に実施させようとする地方公共団体の長をいう。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して、県と実施契約を締結し事業を実施する特別目的会社 (SPC (Special Purpose Company)) をいう。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として設立される会社をいう。
- 【運営権】 : 県が管理する本施設に関する公共施設等運営権 (PFI 法第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権) をいう。
- 【合意延長】 : 県と事業者の相互の合意により運営権の存続期間を延長することをいう。
- 【次期事業者】 : 事業期間終了後において愛知芸術文化センターを管理運営することとなる新たな事業者をいう。
- 【応募者】 : 応募企業又は応募グループをいう。
- 【応募企業】 : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する単独の企業をいう。
- 【応募グループ】 : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成企業】 : 応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいう。
- 【協力企業】 : 応募企業又は応募グループの構成企業以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者をいう。
- 【代表企業】 : 応募グループにより応募する場合に構成企業の中から定める、応募手続を行う企業をいう。なお、代表企業は、適切な経営体制及び適切なガバナンス体制（特に特別目的会社自身の内部統制）を構築するものとする。
- 【提案審査参加者】 : 参加資格が確認され、提案審査に参加する応募者をいう。
- 【委員会】 : 優先交渉権者の選定に当たり県が設置する、学識経験者等で構成する PFI 事業者選定委員会をいう。
- 【優先交渉権者】 : 委員会から最優秀提案者の選定を受けて、実施契約の締結を予定する者として県が決定した応募者をいう。
- 【計画地】 : 本事業の計画地をいう。
- 【募集要項等】 : 公募の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、実施契約書（案）等をいう。
- 【提案書類】 : 提案審査参加者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいう。
- 【Web ページ】 : 愛知県県民文化局文化部文化芸術課 Web ページをいう。

1. はじめに

愛知県では、2024年4月に「愛知県文化施設活性化基本計画」を公表し、愛知芸術文化センターの施設（以下「愛知芸術文化センター」という。）について、文化芸術の拠点としてのブランドイメージの向上や利用者層の拡大を図り、賑わいを創出するため、愛知芸術文化センターの建物管理及び愛知県芸術劇場への民間活力の導入の可能性や効果等を具体的に検討してきた。

その結果、愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、官民のパートナーシップのもとで、愛知芸術文化センターが持つポテンシャルを十分に生かし、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効果的な運営を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業として実施するものである。

2. 募集の概要

(1) 事業名称

愛知県芸術劇場等運営等事業

(2) 公共施設の管理者の名称

愛知県知事 大村 秀章

(3) 担当部署

担当：愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ

住所：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

連絡先：052-954-7476

メールアドレス：geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp

なお、募集要項等に関し、県の行う事務を支援するために、以下に示すアドバイザーを設置している。

- ・EY 新日本有限責任監査法人
- ・西村あさひ法律事務所

(4) 募集要項等

本募集要項及びその付属書類は、以下の①から⑦までの書類（これらに、別添資料、守秘義務対象資料及びWebページへの掲載により公表した質問回答書、その他これらに関して県が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。募集要項等は、民間事業者が提案書類を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑦までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表又は配布する守秘義務対象資料及び補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 愛知県芸術劇場等運営等事業 募集要項
- ② 愛知県芸術劇場等運営等事業 要求水準書
- ③ 愛知県芸術劇場等運営等事業 優先交渉権者選定基準
- ④ 愛知県芸術劇場等運営等事業 様式集及び記載要領
- ⑤ 愛知県芸術劇場等運営等事業 基本協定書（案）
- ⑥ 愛知県芸術劇場等運営等事業 公共施設等運営権実施契約書（案）
- ⑦ 愛知県芸術劇場等運営等事業 ガバナンス基本計画

3. 本事業の概要

(1) 事業目的

1992年10月に開館した愛知芸術文化センターについては、2014年度の指定管理者制度の導入を契機として、利用者サービスの向上や、より質の高い舞台芸術の創造・発信を実現した一方、充実した施設機能や名古屋「栄・都心部」という恵まれた立地を生かしきれどおらず、美術館の企画展や劇場の公演時以外の人流が少なく、また、愛知芸術文化センターの存在感を十分に發揮できていない等の課題を抱えている。

さらに、愛知県芸術劇場については、自主事業の再構築や、戦略的に公演を誘致するために必要な貸館事業の柔軟化により、劇場としてのブランドイメージやプレゼンスを一層向上させる余地がある。

こうした課題を解消し、開館30年を過ぎた愛知芸術文化センターの今後の一層の活性化を図るため、愛知芸術文化センターの建物管理及び愛知県芸術劇場の運営手法として、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用することを目的として公共施設等運営権方式（以下「コンセッション方式」という。）を導入することとし、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効果的な運営を実現する。

特に、愛知県芸術劇場の運営については、「大ホール」「コンサートホール」「小ホール」といった機能、定員等が異なる3つのホールの特性を十分に生かし、オペラ、ダンス、クラシック音楽、演劇、ミュージカル、芸能、メディア芸術、ライブエンターテイメントといった多彩なジャンルにわたって、質が高く、集客力と収益性、発信力と創造性のある公演を継続的に実施し、愛知県の舞台芸術の拠点施設として、機能の強化が図られることを目指している。

また、県民に開かれた公立劇場としての役割を果たすため、県民がその年齢や性別、障害の有無、経済的な状況、居住する地域、国籍などにかかわらず等しく舞台芸術を鑑賞、参加することができる環境を整備し、アクセシビリティが高い劇場運営を目指す。

さらに、地域における次代を担うプロフェッショナルな舞台芸術人材の育成や地域の文化力向上等のため、地域の学校や実演団体等に、利用しやすい利用料金で芸術表現

の機会を提供し、本県の文化芸術振興のシンボルとなる施設として、広く県民に親しまれ、誇れる劇場を目指している。

本事業を通じて、民間事業者の創意工夫により利用者の満足度が高まるとともに、県民・利用者、運営に当たる事業者、行政のそれぞれにとってメリットが高まる三方良しの運営を実現することを目的とする。

(2) 事業期間

① 本事業の事業期間（予定）

本事業の事業期間は、実施契約に定める運営事業開始準備業務の開始日（2026年4月を予定。）に始まり、2042年3月に満了するものとする。

運営権の存続期間は、運営権の設定を受けた日（運営事業開始準備業務が終了する翌日。2027年4月を予定。）から事業期間の終了日までとする。

なお、3.-（2）-②の定めにより、事業期間が延長された場合は、当該延長後の終了日（以下「事業終了日」という。）までをいう。

② 本事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、事業者及び県は、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、事業者と県が協議により合意した期間だけ、事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

(3) 事業方式

県が、事業者に対して、PFI法に基づくコンセッション方式により、愛知芸術文化センターの運営権を設定する。

事業者に使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）を併用する。

なお、3.-（9）-①-ウの愛知県芸術劇場の運営業務のうち、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）が従来より実施している公演事業、普及啓発事業及び人材養成事業に関する業務は、文化振興事業団がその業務の全部又は一部を引き続き実施するものとする。また、文化振興事業団が実施する事業は、事業者との共催とし、愛知県芸術劇場の自主事業とする。

さらに、愛知県芸術劇場の舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務等については、その一部を文化振興事業団が担うこととし、事業者は、その業務を文化振興事業団に委託することとする。

(4) 文化振興事業団の役割

文化振興事業団は、県から交付される補助金、委託金等を主な財源として、事業者による運営事業の開始後も、愛知県文化芸術振興条例（平成30年3月27日条例第2号）の規定に基づき策定された基本計画に掲げる施策等を推進するため、事業者との連携・協力のもと、引き続き芸術劇場を利用して、公演事業、普及啓発事業及び人材養成事業

を実施する。

なお、文化振興事業団が芸術劇場を利用して実施する事業については、事業者との共催事業として位置付けることとし、その実施に当たっては、文化振興事業団から芸術劇場の利用料金を徴収しない。

(5) 運営権設定対象施設及び事業場所の概要

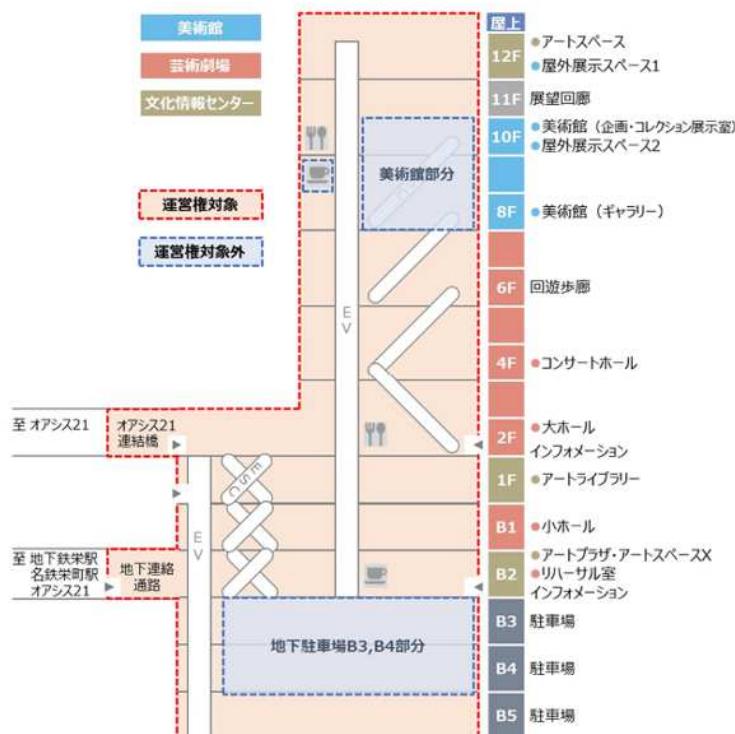
① 運営権設定対象施設

愛知芸術文化センター

※愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条第2項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、名古屋市東区に設置されている施設（愛知県美術館、アートライブラリー（地下1階）、地下3・4階駐車場を除く。）

※運営権設定対象施設の詳細な範囲は「要求水準書 別紙1 愛知芸術文化センター平面図」に示す。

図表1-1 運営権設定対象施設



② 事業場所

名古屋市東区東桜一丁目 13番2号

※本施設は名古屋市から都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可を受けています。本事業期間中も県はこれを維持するものとする。

(6) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い、本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは、次のとおりである。

① 運営権

事業期間終了日に、運営権は消滅する。

② 運営権設定対象施設

事業期間終了日又はそれ以降の県が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を県又は新たな事業者（以下「次期事業者」という。）に引き渡さなければならぬ。

なお、事業者は、実施契約に定める要件及び手続により、運営権設定対象施設の更新投資として、投資（新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く。）を行った場合、事業期間終了時点で当該投資の結果残存している価値に相当する金額を県が負担すること（以下、当該負担金額を「残存価値相当費用」という。）を求めることができる。

この場合、当該更新投資が実施契約に定める一定の要件（事業期間内の投資回収が困難であって、事業終了日以降に残存価値相当費用を上回る受益が見込まれる投資であると県が認める投資であること等）を満たすときは、県は実施契約により認められる範囲において、残存価値相当費用を負担する。

なお、残存価値相当費用の支払方法等については、実施契約書（案）において示す。

③ 事業者の所有する資産等

本事業の実施のために事業者が所有する資産（県又は次期事業者が買い取る資産を除く。）については、全て事業者の責任において処分し、その費用を負担しなければならない。

ただし、県又は次期事業者は、事業者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

④ 業務の引継ぎ

県は、事業期間終了後に本施設を県以外の第三者に運営を行わせる場合、事業期間が終了する前に、次期事業者を選定する予定である。

県又は次期事業者に対する業務の引継ぎは、原則として事業期間中に行うこととし、事業者は自らの責任により適切な引継ぎを行い、その費用を負担する。

なお、事業期間中に事業期間終了後の施設の利用に関する予約の申し込みがあった場合は、次期事業者へ引継ぎを行う。

(7) 本事業における利用料金等の設定及び收受

利用料金は事業者の提案に基づき、条例に従って県との協議の上で事業者が設定し、自らの収入として徴収することができる。

また、事業者は、ネーミングライツや、利用者及び来場者の便益向上に資するサービスの提供等による収入を得ることができる。

事業者が行う利用者及び来場者の便益向上に資するサービスの提供は、運営権を権原に事業者自ら実施又は第三者に委託して実施することができる。

また、事業者は、運営権設定対象施設の一部についてテナント等の第三者へ転貸することによる収入を得ることができる。貸付条件の詳細は、「別紙1（守秘義務対象資料）貸付条件について」において示す。

(8) 本事業における費用負担

本事業における費用負担については、下記①、②のとおりとする。

更新投資等に係る費用負担については、3.-(11)の定めに従うものとする。

① 運営に係る費用負担

本施設の維持管理及び運営については、事業者による利用料金収入等による事業運営を基本とする。

ただし、特定事業に係る費用のうち、実施契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することを想定している。

事業者は特定事業について、県が定める上限額の範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案するものとする。県は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。

なお、県が定める上限額は総額 20,172,926 千円（消費税及び地方消費税込み）とし、運営開始準備期間（2026年4月から2027年3月まで）の支払い上限額は45,628千円（消費税及び地方消費税込み）、運営期間（2027年4月から2042年3月まで）の単年度支払上限額は2,683,638千円（2か年分）（消費税及び地方消費税込み）とする。各年度の支払いを不均等とする場合の詳細は「別紙2（守秘義務対象資料）県負担額における不均等払いの考え方について」において示す。

また、事業者は、県による負担総額を0円とする提案をする場合に限り、本事業における運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を提案できるものとする。

② 大規模修繕に係る費用負担

本施設の老朽化等に対応し、劣化したものを初期の水準に回復させるための大規模修繕は、県が必要と認め予算措置がなされたものから順次実施し、工事期間中も事業者による本事業に係る業務を継続できるよう対処する方針である。

大規模修繕の実施に当たっては、県は事前に修繕の時期等について事業者と協議するものとし、事業者は県が工事を実施している場所の立入を禁止するなど、必要な協力をわなければならない。

なお、大規模修繕の実施に伴って本施設の休館等の期間が生じ、これにより事業者が損失を受けたときは、県は、事業者と協議の上、県が認める範囲内での当該損失の補償又はそれに代わる事業期間の合意延長を行うものとする。

(9) 本事業の範囲

本事業の範囲は以下の①、②に掲げるものとする。なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。ただし、以下の①-ア 統括管理業務は、第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

業務範囲は以下のとおりとする。愛知芸術文化センターの更なる魅力向上や賑わい創出の実現に向けて、各業務の具体的な内容や追加的に実施すべき業務等について、応募者（「4. 応募者の資格等」に規定するものをいう。）からの提案を求めるこことする。

業務の対象施設は、3.-(5)-①に示す運営権設定対象施設とする。ただし、以下のイ 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務については、愛知県美術館及びアートライブラリー地下1階部分も対象とする。業務の対象施設については、9.-(1)(2)に詳細を示す。

① 特定事業

特定事業は次のアからオとする。

ア 統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ ガバナンス業務

イ 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 舞台設備保守管理業務
- ・ 修繕業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ 芸術文化情報システムの維持管理業務
- ・ 備品保守管理業務
- ・ 緊急・救急対応に関する業務
- ・ その他業務（光熱水費の支払い等）

ウ 愛知県芸術劇場の運営業務

- ・ 戦略立案及びその実施に関する業務
- ・ 各ホール等の運営等に関する業務
- ・ 集客促進に関する業務

エ 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務

- ・ 施設・空間及び敷地を有効活用した業務

- ・ 愛知県美術館や近隣施設等と連携して実施する業務
- ・ その他施設の利用等に関する業務

才 運営事業開始準備業務

② 任意事業

応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業又はこれらが出資する会社（事業者を含む。）は、運営期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設（飲食店、売店等）等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて任意に事業を行うことができる。

任意事業に係る費用については、事業者の負担とし、県は負担しない。

(10) 本事業の実施に当たり配慮すべき事項

① 関係行政機関等との連携

特定事業及び任意事業の実施に当たっては、県、愛知県美術館、文化振興事業団及び国際芸術祭「あいち」組織委員会が行う芸術文化事業について、共通スペースでの作品展示やイベント、看板設置の利用調整や広報協力等の連携が求められる。

また、愛知県芸術劇場の運営に当たっては、3.-(3)に示す文化振興事業団が行う業務との連携が求められる。

なお、継続して本施設を利用する愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室及び文化振興事業団については、愛知芸術文化センター内に、引き続き事務室を設置することとする。

② 貸館等の実施における利用調整

事業者は、貸館等の実施において、本施設の劇場としてのブランドイメージやプレゼンスの向上に繋がる公演の実施や誘致を図ることができるよう、ホール等の利用調整に関する方法を提案すること。

ただし、県が指定する団体等が主催する公演については、公益目的の観点等から、別途利用調整を図るものとする。

③ ネーミングライツ

事業者は、県と協議の上、本施設に関するネーミングライツ（事業者が本施設に関するネーミングライツをさらに他の者に付与することを含む。）を導入することができる。

ただし、当該業務を実施する場合には、「愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン」の「4 ネーミングライツパートナー」に定める規定を遵守しなければならない。

(11) 更新投資等の取扱い

① 更新投資等の内容

事業者は、運営権設定対象施設について、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、更新投資を行うことができる。

ただし、事業者は、運営権設定対象施設について、建設（新たな施設を作り出すこと）及び改修（施設を全面除却し再整備すること）を行うことはできない。

また、事業者は、任意事業の実施に伴い必要となる施設（運営権設定対象施設を除く。）について、自らの判断及び費用負担で投資（更新投資に限らない。）を行うことができる。

② 投資完了後の取扱い

事業者が運営権設定対象施設に対して更新投資を行ったときは、投資完了後、当該部分の所有権を県に無償で帰属させた上で、運営権設定対象施設として事業者が運営等を行うものとする。

なお、任意事業の実施に伴い必要となる施設は、事業者の所有のままとする。

(12) 事業者が支払う本事業の運営権対価

応募者は、県に対し、一定の条件を満たした場合に限り、運営権対価を提案することができる。

応募者が運営権対価を提案できる場合は、3.-(8)-①に掲げる運営に係る費用について応募者が全額負担することを提案する場合である。

実施契約締結後、事業者は、県に対して県が指定した期日までに運営権対価を一括又は事業期間にわたって分割で支払うものとする。

(13) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属

県と事業者で合意する各年度の支出予定額に対して、事業者の創意工夫によって生じる経費節減による収益については、原則としてその全額を事業者に帰属させるものとする。

各年度の実績収入が県と事業者で合意する各年度の計画収入を上回る場合には、差異が15%の範囲内であれば事業者に帰属、それを超える部分については70%を県に帰属させるものとする。ただし、事業者の収支が黒字の場合に限る。

また、計画収入を下回る場合についても、差異が15%の範囲内であれば事業者の負担、それを超える部分については県が負担するものとする。ただし、事業者の収支が赤字の場合に限る。

詳細については、「別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて」において示す。

4. 応募者の資格等

(1) 応募者の構成

① 応募者の構成

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の応募企業又は応募グループとする。

応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表

企業が応募手続きを行うものとする。

ただし、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業（以下「応募者等」という。）は、他の応募者等として本事業の募集に参加できないものとする。

応募者は、参加表明書において、3.-⑨に示す①-アからオ、②の業務を行う応募者等の企業名（応募グループに当たっては、代表企業名を含む。）及び携わる業務を明記することとする。

② 構成企業及び協力企業の取扱い

構成企業（代表企業を除く。）及び協力企業については、県が事前に承認した場合に限り、変更できるものとする。

（2）応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- ④ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とする。
なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。
- ⑥ 本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者（※）でないこと。「本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人」については、次に示す。
 - ・EY新日本有限責任監査法人
 - ・西村あさひ法律事務所
- ⑦ 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者（※）でないこと。なお、委員については、5.-②の審査方法において示す。
- ⑧ 他の応募企業又は応募グループとの間に、資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者（※）でないこと。
- ⑨ 文化振興事業団は、事業者募集段階（募集要項等公表後から優先交渉権者の決定まで）においては、応募グループに参加しないこと。

⑩ 応募グループ（代表企業、構成企業、協力企業等）は、募集に関する事項について文化振興事業団に接触してはならない。

※「資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項又は第4項に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

(3) 応募者等の個別要件

① 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の担当企業

応募者等は、2015年4月1日から参加資格確認基準日までの間に、劇場若しくはホール施設の維持管理業務の実績を有すること。

なお、当該業務を複数の者で実施する場合は、1者以上が該当すること。

② 愛知県芸術劇場の運営業務の担当企業

応募企業及び応募グループの構成企業は、2015年4月1日から参加資格確認基準日までの間に、劇場若しくはホール施設の運営業務の実績を有すること。

なお、当該業務を複数の者で実施する場合は、1者以上が該当すること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、参加資格書類の受付日とする。

参加資格確認基準日の翌日から県による優先交渉権者の選定日までの間、応募者等が参加資格を欠くに至った場合、直ちに県に通知すること。

この場合、県は当該応募者等について行った参加資格確認を取り消すことができる。

5. 募集に関する手続

(1) 募集及び選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 審査方法

提案の審査は、学識経験者等で構成する愛知県芸術劇場等運営等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置して実施するものとする。

委員会は、次の7名で構成される。（敬称略）

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|-----|--------|---------------------|
| 委員長 | 山内 弘隆 | 武藏野大学経営学部経営学科特任教授 |
| 委員 | 内田 俊宏 | 中京大学経済学部客員教授 |
| 委員 | 内藤 美奈子 | 東京芸術劇場制作担当課長 |
| 委員 | 原 仁志 | 関西法律特許事務所パートナー弁護士 |
| 委員 | 吉本 光宏 | 合同会社文化コモンズ研究所代表 |
| 委員 | 若原 幸秋 | 若原幸秋公認会計士事務所所長公認会計士 |
| 委員 | 森岡 土郎 | 愛知県県民文化局長 |

委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。

なお、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業が、優先交渉権者決定までに委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になるよう働きかけ等の接触を行った場合は失格とする。

(3) 選定の手順及びスケジュール

募集・選定に係るスケジュールは概ね以下のとおりである。

| 年月（予定） | 内容 |
|------------------|---|
| 2025年2月28日 | <ul style="list-style-type: none">・募集要項等の公表 |
| 2025年3月7日 | <ul style="list-style-type: none">・守秘義務の遵守に関する誓約書一次締切 |
| 2025年3月11日 | <ul style="list-style-type: none">・募集要項等の説明会 |
| 2025年3月11日 | <ul style="list-style-type: none">・守秘義務対象資料の配布開始 |
| 2025年3月14日 | <ul style="list-style-type: none">・基本協定書（案）及び実施契約書（案）の公表 |
| 2025年3月17日 | <ul style="list-style-type: none">・現地見学会① |
| 2025年3月18日～4月8日 | <ul style="list-style-type: none">・設計図書の閲覧 |
| 2025年3月24日 | <ul style="list-style-type: none">・守秘義務対象資料等の説明会 |
| 2025年4月7日 | <ul style="list-style-type: none">・現地見学会② |
| 2025年4月9日 | <ul style="list-style-type: none">・募集要項等に関する質問の提出期限 |
| 2025年4月24日、5月14日 | <ul style="list-style-type: none">・募集要項等に関する質問への回答 |
| 2025年4月25日 | <ul style="list-style-type: none">・守秘義務の遵守に関する誓約書二次締切 |
| 2025年5月12日 | <ul style="list-style-type: none">・参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限 |
| 2025年6月9日～18日 | <ul style="list-style-type: none">・競争的対話の実施 |
| 2025年7月31日 | <ul style="list-style-type: none">・提案書類の提出期限 |
| 2025年9月頃 | <ul style="list-style-type: none">・優先交渉権者の選定及び公表 |
| 2025年11月頃 | <ul style="list-style-type: none">・基本協定の締結 |
| 2026年2月 | <ul style="list-style-type: none">・運営権の設定議案の提出 |
| 2026年3月頃 | <ul style="list-style-type: none">・実施契約の締結 |
| 2026年4月頃 | <ul style="list-style-type: none">・事業開始(運営事業開始準備業務の開始) |
| 2027年4月頃 | <ul style="list-style-type: none">・運営開始(維持管理・運営業務※の開始) |

※3.-(9)-①-(ア)から(エ)に示す業務を以下、「維持管理・運営業務」という。

(4) 募集要項等の公表以降の手続

① 募集要項等の説明会

募集要項等の説明会について、下記の要領にて行う。

| 日程 | 内容 |
|------|----------------------------|
| 開催日時 | 2025年3月11日（火）午後2時～（予定） |
| 開催場所 | Web開催 |
| 受付期間 | 2025年2月28日（金）～3月10日（月）午後5時 |

| | |
|--------|---|
| 参加申込方法 | 下記の提出先にメールにて提出すること。 ※件名欄には「【愛知県芸術劇場】募集要項等に関する説明会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化芸術課改革第一グループ geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp |
| 参加申込様式 | Web ページに掲載される、添付資料 3 「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |

② 守秘義務対象資料の配布

守秘義務対象資料は、2025 年 3 月 11 日（火）以降に順次郵送する。2025 年 3 月 11 日（火）に発送を求める者は、県に対し、2025 年 3 月 7 日（金）午後 5 時までに添付資料 3 「様式集及び記載要領」に定める守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。

また、それ以降に配布を求める者は、県に対し、2025 年 4 月 25 日（金）午後 5 時までに添付資料 3 「様式集及び記載要領」に定める守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。

守秘義務資料の配布については、下記の要領にて行う。

| 日程 | 内容 |
|--------|---|
| 受付期間 | ①2025 年 2 月 28 日（金）～3 月 7 日（金）午後 5 時 ②2025 年 3 月 10 日（月）～4 月 25 日（金）午後 5 時 |
| 配布開始時期 | ①2025 年 3 月 11 日（火）の統一発送 ②2025 年 3 月 12 日（水）以降に順次発送 |
| 受付方法 | 下記の提出先にメールにて提出すること。 ※件名欄には「【愛知県芸術劇場】守秘義務対象資料の配布」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化芸術課改革第一グループ geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp |
| 参加申込様式 | Web ページに掲載される、添付資料 3 「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |

③ 守秘義務対象資料等の説明会

守秘義務対象資料等の説明会について、下記の要領にて行う。

| 日程 | 内容 |
|--------|---|
| 開催日時 | 2025 年 3 月 24 日（月）午後 2 時～（予定） |
| 開催方法 | Web 開催 |
| 受付期間 | 2025 年 3 月 14 日（金）～3 月 19 日（水）午後 5 時 |
| 参加申込方法 | 下記の提出先にメールにて提出すること。 ※件名欄には「【愛知県芸術劇場】守秘義務対象資料等の説明会」 |

| | |
|--------|--|
| | と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp |
| 参加申込様式 | Web ページに掲載される、添付資料 3 「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |

④ 現地見学会

現地見学会について、下記の要領にて行う。なお、現地見学会は、2回の開催を予定しているが、両日とも見学できる範囲は同様の箇所を想定している。

詳細な実施内容は、申込者に別途連絡する。

| 日程 | 内容 |
|--------|--|
| 開催日時 | ①2025年3月17日（月）、②2025年4月7日（月） |
| 受付期間 | ①2025年2月28日（金）～3月13日（木）午後5時 ②2025年3月26日（水）～4月1日（火）午後5時 |
| 受付方法 | 下記の提出先にメールにて提出すること。 ※件名欄には「【愛知県芸術劇場】①現地見学会」又は「【愛知県芸術劇場】②現地見学会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp |
| 参加申込様式 | Web ページに掲載される、添付資料 3 「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |
| 実施方法 | 実施方法の詳細に関しては、参加申込を行った者へ別途通知する。 |

⑤ 設計図書の閲覧申込

本施設の設計図書（紙の設計図書）の閲覧申込について、下記の要領にて行う。

詳細な実施内容は、申込者に別途連絡する。

| 日程 | 内容 |
|--------|--|
| 閲覧日時 | 2025年3月18日（火）～2025年4月8日（火）のうち平日、午前9時から午後5時まで |
| 閲覧場所 | 愛知芸術文化センター（予定） |
| 受付期間 | 2025年3月12日（水）～4月4日（金）午後5時 |
| 参加申込方法 | 下記の提出先にメールにて提出すること。 ※件名欄には「【愛知県芸術劇場】設計図書の閲覧」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp |
| 参加申込様式 | Web ページに掲載される、添付資料 3 「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |

⑥ 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表について、下記の要領にて行う。

| 日程 | 内容 |
|--------|--|
| 受付期間 | 2025年4月3日（木）～4月9日（水）午後5時 |
| 受付方法 | 下記の提出先にメールにて提出すること ※件名欄には「【愛知県芸術劇場】質問書」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp |
| 提出様式 | Webページに掲載される、添付資料3「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |
| 回答公表時期 | 2025年4月24日（木）、5月14日（水） ※参加表明書及び資格審査に必要な書類の受付に関する質問については4月24日（木）に回答を公表予定です。それ以外の質問については5月14日（水）に回答を公表予定です。 |

県は、募集要項等に記載の内容に関する質問に対する回答を、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、Webページにおいて2025年4月24日（木）及び5月14日（水）に公表する予定である。

⑦ 参加表明書及び資格審査に必要な書類の受付

参加表明書及び資格審査に必要な書類の受付について、下記の要領にて行う。

県は、資格審査においては、4.-(1)から(3)の参加資格要件の充足を中心に、参加資格確認参加者の参加資格書類について確認を行う。

県は、これを受けて提案審査に参加する応募者を選定し、選定結果を参加資格確認参加者に対して2025年5月21日（水）に通知する。

| 日程 | 内容 |
|-----------|---|
| 受付日時 | 2025年5月1日（木）～5月12日（月）午後5時 |
| 受付方法 | 上記期間に提出先へ持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、下記提出先に2025年5月12日（月）午後5時までに必着とする。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 |
| 提出様式 | Webページに掲載される、添付資料3「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |
| 確認結果の通知時期 | 2025年5月21日（水） |

⑧ 競争的対話の申込及び事前質問の受付・回答の公表

県と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による募集要項等の解釈を明確化すること等を目的として、参加資格確認を通過した者と競争的対話を実施する。

競争的対話について、下記の要領にて行う。

詳細な実施内容（開催時間、開催場所及び留意事項等）は、申込者に連絡する。

| 日程 | 内容 |
|----------|---|
| 開催期間 | 2025年6月9日（月）～6月18日（水） |
| 開催場所 | 名古屋市内（予定） |
| 受付期間 | 2025年5月22日（木）～5月28日（水）午後5時 |
| 申込方法 | 下記の提出先にメールにて提出すること ※件名欄には「【愛知県芸術劇場】競争的対話の申込書」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp |
| 質問、意見の様式 | Webページに掲載される、添付資料3「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |
| 結果の公表時期 | 2025年7月4日（金） |

競争的対話の結果については、応募者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2025年7月4日（金）にWebページにおいて回答する予定である。

⑨ 提案審査及び優先交渉権者の決定・公表

ア 提案書類の受付

提案審査参加者は、下記の要領にて提案書類の提出を行う。

1者以上の提案審査参加者から提案書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消す。

| 日程 | 内容 |
|------|--|
| 受付日時 | 2025年7月28日（月）～7月31日（木）午後5時 |
| 受付方法 | 上記期間に提出先へ持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、下記提出先に2025年7月31日（木）午後5時までに必着とします。 |
| 提出先 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 |
| 提出様式 | Webページに掲載される、添付資料3「様式集及び記載要領」に定める指定様式を用いること。 |

イ 提案審査の方法

提案書類提出後、提案審査参加者が委員会に対してその提案に係るプレゼンテー

ションを行う機会を設けることを予定している。

提案審査では、要求水準の充足が確認された提案審査参加者の提案書類について、委員会における審査を行う。委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

なお、具体的な提案内容は、優先交渉権者選定基準を参照すること。

ウ 優先交渉権者等の選定

県は、委員会の審査を受け、提案審査参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

エ 提案審査結果の通知

県は、提案審査の結果を提案審査参加者に対して通知する。

オ 審査結果の公表

県は、審査結果について、優先交渉権者の選定後速やかに Web ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

⑩ 優先交渉権者を選定しない場合

民間事業者の募集及び選定に関する一連の手続きにおいて、応募者がない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、募集手続きの執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を Web ページにおいて公表する。なお、この場合であっても、応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

⑪ 募集手続の中止等

県は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続きの執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を Web ページにおいて公表する。なお、この場合であっても、応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

6. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 民間事業者の選定

県と優先交渉権者は、募集要項等に基づき契約手続を行う。なお、基本協定の締結により、優先交渉権者を PFI 法第 8 条第 1 項に基づく本事業を実施する民間事業者として選定する。

ただし、優先交渉権者の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(2) 基本協定の締結

県と優先交渉権者は、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の代表企業、構成企業及び協力企業の本事業における役割に関する事項、SPC の設立に関する事項及び運営権の設定に関する事項等を規定した基本協定書を締結する。

(3) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、実施契約の締結前までに、SPC として、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に規定する株式会社を愛知県内に設立しなければならない。

設立する SPC は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の事業を兼業することはできない。

(4) 運営権の設定

県は、事業開始に向けた手続が円滑に進捗していることを確認した上で、SPC の設立後、速やかに運営権設定書を交付し、PFI 法第 19 条に基づく運営権を SPC に対して設定する。事業者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。

この場合、県は、速やかにその旨を Web ページにおいて公表する。

(5) 実施契約の締結

県と事業者は、運営権の設定後、PFI 法第 22 条第 1 項に基づく運営権に関する事項を包括的かつ詳細に規定する実施契約を締結する。

(6) 実施契約の内容の公表

県は、PFI 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を、Web ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 提案書類の取扱い

① 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属し、原則として、公表しない（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く。）。なお、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、応募者の承認を得て、県は提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を無償で使用できるものとする。

② 第三者の権利

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者的権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を応募者が使用した結果生じる責任を負わない。

③ 提案書類の公開について

県は、必要に応じて、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を公開する場合がある。提案書類を公表された場合に提案審査参加者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにする。

④ 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

⑤ 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、県に提出した提案書類については、事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取り扱う。

7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

（1）リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、3.-(9)-①、②に定める本事業における業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、県が責任を負うものとする。

以下、県がリスクを負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については、実施契約書（案）において示す。

① 不可抗力

県及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波、疫病等の事象であって、本事業の実施に直接的に不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であって、事業者が付保した保険によっても本事業に係る損害を補填するに足りないときは、県が運営権設定対象施設の復旧等の措置（以下「事業継続措置」という。）をとる。県が事業継続措置を行ったときは、事業者は、事業者が付保した運営権設定対象施設に対する保険契約に係る保険金等を県が受領することができるよう必要な措置をとらなければならない。

また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、県は、事業期間の延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとることがある。

② 契約不適合責任

運営権設定対象施設について、運営権の設定を受けた日以後1年以内に物理的な隠れたる契約不適合が発見された場合、県は、実施契約に定めるところにより、当該契約不適合によって事業者に生じた損失について補償する。なお、合意延長を行うこと

により損失の補償に代える場合もある。

③ 特定法令等変更

事業期間中に、本事業にのみ適用され、事業者に不当な影響を及ぼす法令、政策の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じ、事業者に損失が生じた場合、県は、当該特定法令等変更によって事業者に生じた損失を補償する。なお、合意延長を行うことにより損失の補償に代える場合もある。

④ 緊急事態

事業期間中に災害等の事業者による安全な運営が阻害されるおそれのある事態等、実施契約に定める一定の事由が生じた場合であって、他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときは、県は、PFI 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る場合に限る。）に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、事業者は、県が本事業の運営権設定対象施設において実施する事業に協力しなければならない。

県が PFI 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）に基づき運営権の行使の停止を命じたときは、PFI 法第 30 条第 1 項に基づき、事業者に生じた損失を補償する。

（2）要求する性能等

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の運営等を行う。

（3）事業者の権利義務に関する制限及び手続

① 運営権の譲渡等

事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者について、欠格事由や実施方針適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、県は、議会の議決を経て PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。

② 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権付株式並びに議決権付株式に該当しない株式（以下「完全無議決権株式」という。）を発行することができるとしている。

なお、議決権付株式にかかる新株予約権は、議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は、完全無議決権株式とみなす。

ア 完全無議決権株式

事業者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権

その他の担保権を設定する（以下「処分」という。）ことができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、事業者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資格要件を満たした上で株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

イ 議決権付株式

事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合には、基本協定によりあらかじめ認められたものを除き、その内容について県の事前の承認を受けるものとする。

また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が自ら保有する議決権付株式を他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ株式の譲渡又は質権その他の担保権の設定（以下「処分」と総称する。）先として認められた者（例：事業者に対して融資等を行う金融機関等）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは県の事前の承認を受ける必要がある。

県は議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認する。

8. ガバナンス

(1) 目的と枠組

本事業のガバナンスにおいては、事業者及び県のセルフ・モニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

また、本事業における官民間の相互依存性及び会議体や第三者機関の組織特性を踏まえて、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーションの機能を導入し、ファシリテーターを介した諸調整に

より、本事業のガバナンス機能を維持・強化する。

① 会議体の設置

本施設の維持管理及び運営等において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組みとして、県及び事業者の間での会議体を設置する。

会議体の詳細については、実施契約書（案）において示す。

② 第三者機関の設置

複数の有識者により構成する「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行うことを想定している。

第三者機関に関する詳細については、実施契約書（案）において示す。

③ ファシリテーターによるガバナンス機能の維持・強化

設置する会議体及び第三者機関が円滑に機能を果たし、本事業のガバナンスを確実なものとするために、必要に応じて、第三者機関は、同機関の構成員若しくはそれ以外の適切な主体をファシリテーターとして選定する。ファシリテーターは、事業者と県の間にて客観的な立場から両者が円滑に意思疎通を図ることができるように諸調整を図るとともに、そのような活動を通じて、会議体及び第三者機関が円滑にその機能を果たしうるよう努める。

ファシリテーターに関する詳細については、実施契約書（案）において示す。

（2）維持管理・運営業務に関するガバナンス

① 事業者によるセルフ・モニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフ・モニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県に対して、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとする。

なお、報告を求める部分については、実施契約書（案）において示す。

② 県による実績評価

県は、事業者によるセルフモニタリング結果を踏まえて、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために業務の実績評価を行い、運営等の成果が契約に定めた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うものとし、事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認や管理運営原価の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善指示を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

また、契約に基づく県の責務については、県がその実施状況についてモニタリング

するとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

9. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

本事業の対象施設である愛知芸術文化センターの概要は、以下のとおりである。

| | |
|---------|----------------------------|
| 名称 | 愛知芸術文化センター |
| 竣工年 | 1992年（平成4年） |
| 主要用途 | 劇場、美術館、文化情報センター、駐車場 |
| 建築面積 | 12,113.261 m ² |
| 延べ面積 | 109,062.073 m ² |
| 容積対象床面積 | 109,062.073 m ² |
| 建物最高高さ | 58.000m |
| 階数 | 地下5階 地上12階 塔屋1階 |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 駐車台数 | 512台 |

(2) 施設の運営維持管理に関する事項

詳細については、要求水準書において示す。

10. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約書（案）において示す。

(2) 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生した全ての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

11. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、実施契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

県又は事業者は、本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり、実施契約を解除又は終了できるものとする。この場合、事業者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する業務の引継ぎが完了するまでの間、自らの責任と費用負担で本事業を継続するものとし、運営権設定対象施設及び本事業の実施のために事業者が所有する資産の処分については、3.- (6)-②から④までの規定に従うものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については、実施契約書(案)において示す。

① 事業者の事由による実施契約の解除

ア 解除事由

県は、事業者の責めに帰すべき事由により実施契約の履行が不能になったとき等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、催告を経ることなく実施契約を解除することができる。

県は、事業者がその責めに帰すべき事由により実施契約上の義務を履行しないとき等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、事業者に対して是正の指示を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めた上で、事業者が当該期間内に是正をすることことができなかつたときは、解除事由を記載した書面を送付した上で、直ちに実施契約を解除することができるものとする。

イ 解除の効果

県は、実施契約の解除に伴い、運営権を取り消す。

県は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価がある場合はそのうち残余の存続期間に対応する部分について補償する。

事業者は、年度途中に解除に至った場合には、県が支払った費用負担額のうち残余期間相当額を県に返還する。

事業者は、県に対し、実施契約の定める違約金（契約の解除原因となった事由により、県に生じた損害が当該金額を超えるときはその金額）を支払う。

② 県の事由による実施契約の解除又は終了

ア 解除又は終了の事由

県は、実施契約を継続する必要がなくなったとき又は実施契約を解除することが必要と認めるときには、事業者に対し6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。

事業者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間県が実施契約上の義務を履行しない場合又は事業者による実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

イ 解除又は終了の効果

県は、実施契約を解除する場合、運営権を取り消す。

県は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価がある場合はそのうち残余の存続期間に対応する部分について補償する。

事業者は、年度途中に解除に至った場合には、県が支払った費用負担額のうち残余期間相当額を県に返還する。

県は、事業者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により事業者に生じた損害（残余の存続期間に対応する部分の運営権対価補償額を除く。）を補償する。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

③ 不可抗力による実施契約の解除又は終了

ア 解除又は終了の事由

不可抗力を原因として、本事業を停止又は一時中断する場合において、県及び事業者の協議により、本事業の復旧スケジュールを決定することができないとき又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明したときは、県又は事業者は双方協議の上、合意により実施契約を解除することができる。

なお、不可抗力を原因として本施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。

イ 解除又は終了の効果

不可抗力を原因として実施契約を解除する場合、県及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

県は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価がある場合はそのうち残余の存続期間に対応する部分について補償する。

なお、不可抗力を原因として本施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。

④ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合の措置

県及び事業者は、実施契約に具体的に列挙した事由に対して、実施契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

⑤ 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

12. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、県は、これらの支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

(3) その他の措置及び支援に関する事項

県は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

13. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、Web ページを通じて行う。

(2) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 本事業の実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(4) 問合せ先

愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

連絡先 : 052-954-7476

メールアドレス : geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp

以上

プロフィットシェア及びロスシェアについて

1. 概要

- 各年度の実績収入が県と事業者で合意する各年度の計画収入よりも 15%を超えて増加した場合は、それを超える増加分を事業者から県へ支払う（プロフィットシェア）こととし、また、各年度の実績収入が計画収入よりも 15%を超えて減少した場合は、それを下回る減少分を県から事業者へ支払う（ロスシェア）ことを原則とする。
- プロフィットシェア及びロスシェアの対象となる業務は、「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務」「愛知県芸術劇場の運営業務※1」「愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務」とする。

※1 愛知県芸術劇場の運営業務のうち、愛知県芸術劇場の自主事業に関する業務については、別途県と事業者の協議により、プロフィットシェア及びロスシェアの条件を定める。

2. プロフィットシェアの留意点

- 各年度の実績収入が県と事業者で合意する各年度の計画収入を上回る場合については、差異が 15%の範囲内であれば事業者に帰属、それを超える部分については 70%を県に帰属させるものとする。
- 収支黒字の実績額を超えるプロフィットシェアの支払いが発生することを防ぐため、プロフィットシェア額は当該年度の事業者の収支黒字の実績額を上限とする。なお、収支が赤字の場合にはプロフィットシェアは行わない。

3. ロスシェアの留意点

- 各年度の実績収入が県と事業者で合意する各年度の計画収入を下回る場合については、差異が 15%の範囲内であれば事業者に帰属、それを超える部分については県から事業者へ支払う。
- 収支赤字の実績額を超えるロスシェアの支払いが発生することを防ぐため、ロスシェア額は当該年度の事業者の収支赤字の実績額の絶対値を上限とする。なお、収支が黒字の場合にはロスシェアは行わない。

4. プロフィットシェア及びロスシェアの手順

- 事業者は当該年度の単年度収支計画を、事前に県と協議・調整の上、県に提出する。なお、収支計画は事業者の取締役会等で正式に機関決定されたものとする。
- 事業者は事業期間の最終年度を除き、当該年度末（3月中）に収支実績（見込みを含む）を県に報告する。なお、最終年度については、翌年度4月に収支実績を報告する（確定決

算前までに)。

- ・県は、報告された実績についてモニタリングを行う。なお、県は原価開示（オープンブック）による経費支出状況、及び要求水準の達成状況等を確認する。特に、利害関係者（構成企業）への役務発注に関しては監視を徹底する。
- ・事業者は、確認により認められた報告にもとづいて、プロフィットシェア額を算定し、当該年度分として、次年度の4月中に県へ支払う。なお、決算後に確定する過不足分については、次年度において調整する。
- ・事業者は、確認により認められた報告にもとづいて、ロスシェア額を算定する。県は、算定額に基づき当該年度分として、次年度における県の予算措置が確定した時期（7月の予定）に支払う。なお、決算後に確定する過不足分については、次年度において調整する。